

令和元年5月31日（金）  
松平 浩一議員（立憲）

衆・法務委員会  
対法務当局（民事局）

1問 従来、司法書士・土地家屋調査士は、「戒告」を受けた場合に、取消訴訟を提起して争うことができたか、法務当局に問う。

（答）

従来、司法書士又は土地家屋調査士に対する戒告は、名宛て人に対して法律上の効果を生じないことなどを理由に、行政事件訴訟法第3条第2項にいう「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に当たらず、戒告を受けた者は、当該戒告について、取消訴訟を提起して争うことはできないと解されてきたものと承知している（注）。

（注）東京高判平成20年6月24日は、司法書士に対する戒告の処分について処分取消しの請求がされた事案において、「本件戒告は行政事件訴訟法3条2項にいう「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当しないとして、訴えを却下した原審の判決を維持して、控訴を棄却した。

その理由中においては、「司法書士に対する戒告がされると、被処分者の氏名や戒告の内容が公告され（司法書士法51条）、さらには日本司法書士会連合会の定期刊行物やホームページに公開される結果、被処分者の社会的信用が低下するおそれがあり、これをもって戒告の結果ということができるとしても、その効果は、あくまで事実上のものであって法律上のものとはいはず、戒告後も被処分者は司法書士の資格を持ちその業務を遂行できることに何ら変わりはないから、そのことから戒告に処分性を認めることはできず、控訴人の主張は採用することができない。」とも判示している。

（参照条文）

○新司法書士法

改 正 法	現 行 法
(懲戒の手続)	(懲戒の手続)
第四十九条 何人も、司法書士又は司法書士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、 <u>法務大臣</u> に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。	第四十九条 何人も、司法書士又は司法書士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、 <u>当該司法書士又は当該司法書士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長</u> に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。
2 前項の規定による通知があつたときは、 <u>法務大臣</u> は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。	2 前項の規定による通知があつたときは、 <u>同項の法務局又は地方法務局の長</u> は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。
3 <u>法務大臣</u> は、 <u>第四十七条第一号若しくは第二号又は前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる处分</u> をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。	3 <u>法務局又は地方法務局の長</u> は、 <u>第四十七条第二号又は前条第一項第二号若しくは第二項第二号の处分</u> をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
4・5 (略)	4・5 (同上)

## ○新土地家屋調査士法

改 正 法	現 行 法
(懲戒の手続)	(懲戒の手続)
第四十四条 何人も、調査士又は調査士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、 <u>法務大臣</u> に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとる	第四十四条 何人も、調査士又は調査士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、 <u>当該調査士又は当該調査士法人の事務所の所在地を管轄</u>

<p>ことを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による通知があつたときは、<u>法務大臣</u>は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。</p> <p>3 <u>法務大臣</u>は、<u>第四十二条第一号若しくは第二号又は前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる处分</u>をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p><u>する法務局又は地方法務局の長</u>に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めことができる。</p> <p>2 前項の規定による通知があつたときは、<u>同項の法務局又は地方法務局の長</u>は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。</p> <p>3 <u>法務局又は地方法務局の長</u>は、<u>第四十二条第二号又は前条第一項第二号若しくは第二項第二号の处分</u>をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4・5 (同上)</p>
---	---

## ○行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）

(抗告訴訟)

### 第三条

2 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

3～7 (略)

## ○行政手続法（平成五年法律第八十八号）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

三 (略)

四 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令上必要とされている手続としての処分
- ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分
- ハ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
- ニ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

五～八 (略)

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聽聞

- イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。
- ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。
- ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。
- ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 (略)

○行政不服審査法（平成五年法律第八十八号）

(目的等)

第一条 (略)

2 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

(処分についての審査請求)

第二条 行政庁の処分に不服がある者は、第四条及び第五条第二項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

(不作為についての審査請求)

第三条 法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。

令和元年5月31日(金)  
松平 浩一議員(立憲)

衆・法務委員会  
対法務当局(民事局)

2問 改正法案施行後に、司法書士・土地家屋調査士が、  
聴聞を経て「戒告」を受けた場合に、取消訴訟を提起し  
て争うことができるか、法務当局に問う。

(答)

改正法案においては、戒告処分についても、聴聞を行わなければならぬこととする規定(新司法書士法第49条第3項、新土地家屋調査士法第44条第3項)を設けており、この規定を設けることで、この戒告処分が行政手続法上の不利益処分に位置付けられるものとなることを前提としている。

このことも踏まえると、改正法案の施行後において、改正後の規定に基づき司法書士・土地家屋調査士が戒告を受けた場合には、戒告を受けた者は、当該戒告について、取消訴訟を提起して争うことができると考えられる。

(参照条文)

○新司法書士法

改 正 法	現 行 法
(懲戒の手続) <p>第四十九条 何人も、司法書士又は司法書士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、<u>法務大臣</u>に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。</p>	(懲戒の手続) <p>第四十九条 何人も、司法書士又は司法書士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、<u>当該司法書士又は当該司法書士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長</u>に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることが</p>

<p>2 前項の規定による通知があつたときは、<u>法務大臣</u>は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。</p> <p>3 <u>法務大臣</u>は、<u>第四十七条第一号若しくは第二号又は前条第一項第一号若しくは第二号に掲げる处分</u>をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>できる。</p> <p>2 前項の規定による通知があつたときは、<u>同項の法務局又は地方法務局の長</u>は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。</p> <p>3 <u>法務局又は地方法務局の長</u>は、<u>第四十七条第二号又は前条第一項第二号若しくは第二項第二号の处分</u>をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4・5 (同上)</p>
--	---

## ○新土地家屋調査士法

改 正 法	現 行 法
<p>(懲戒の手続)</p> <p>第四十四条 何人も、調査士又は調査士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、<u>法務大臣</u>に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。</p>	<p>(懲戒の手続)</p> <p>第四十四条 何人も、調査士又は調査士法人にこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する事実があると思料するときは、<u>当該調査士又は当該調査士法人の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長</u>に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。</p>
<p>2 前項の規定による通知があつたときは、<u>法務大臣</u>は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。</p>	<p>2 前項の規定による通知があつたときは、<u>同項の法務局又は地方法務局の長</u>は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。</p>
<p>3 <u>法務大臣</u>は、<u>第四十二条第一号若しくは第二号又は前条第一項第一号</u></p>	<p>3 <u>法務局又は地方法務局の長</u>は、<u>第四十二条第二号又は前条第一項第二号若しくは第二項第二号の处分</u>をし</p>

<p>若しくは第二号に掲げる処分をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>ようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。</p> <p>4・5 (同上)</p>
---	---

## ○行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）

(抗告訴訟)

### 第三条

2 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

3～7 (略)

## ○行政手続法（平成五年法律第八十八号）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。

三 (略)

四 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令上必要とされている手続としての処分

ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分

ハ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

ニ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

五～八 (略)

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

一 次のいずれかに該当するとき 聽聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

2 (略)

○行政不服審査法（平成五年法律第八十八号）

(目的等)

第一条 (略)

2 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）に関する不服申立てについては、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律の定めるところによる。

(処分についての審査請求)

第二条 行政庁の処分に不服がある者は、第四条及び第五条第二項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

(不作為についての審査請求)

第三条 法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。

(対大臣・副大臣・政務官)  
5月31日(金)衆・法務委

民事局 作成  
松平 浩一 議員(立憲)

3問 今後、法務省は、司法書士法・土地家屋調査士法を所管する省庁として、各士業の業務範囲が利用者に分かりにくいという隣接業務問題について、どのように取り組んでいくつもりか、法務大臣に問う。

### [前提]

我が国においては、複数の専門職者が、それぞれの専門性を遺憾なく発揮して、利用者に対して法的なサービスを提供しており、このようなそれぞれの専門性を踏まえた役割分担は、重要であると認識している。

もっとも、複数の専門職者が存在することで、利用者からすると、どの専門職者に依頼をすればよいかが分かりにくいといった問題も生まれるものと考えられる。

### [結論]

法務省としては、利用者が、適時に各専門職者から適切なサービスの提供を受けることができるよう、関係機関とも連携しつつ、利用者が必要な情報を取り得することができるよう、取り組んでまいりたい（注）。

(注) 各専門職者の団体においても, それぞれの資格者の専門性を国民にアピールし, 利用者が円滑に資格者から法的サービスの提供を受けることができるように, P R活動を行っている。法務省としても, 司法書士会や土地家屋調査士会の行うこのような活動と連携・協力を図っている。

例えば, 法務局が, 司法書士, 土地家屋調査士等の団体等と連携して, 司法書士, 土地家屋調査士による相談の機会を提供するといった取組を行っており, 近年では, 「全国一斉! 法務局休日相談所」(法務局職員, 司法書士, 土地家屋調査士, 人権擁護委員等が無料で相談を行うもの。)が毎年開催されている。

【責任者: 民事局 村松民事第二課長 内線 [ ] 携帯 [ ]】

(対大臣・副大臣・**政務官**)  
5月31日(金)衆・法務委

民事局 作成  
源馬 謙太郎 議員(国民)

1問 本法律案で司法書士法及び土地家屋調査士法の各々の「目的」規定を改め、「使命」規定にした理由はどのようなものか、法務大臣政務官に問う。

### [現行法の趣旨]

現行の司法書士法第1条・土地家屋調査士法第1条は、昭和53年の法改正の際に新設されたもので、法律自体の「目的」を定める規定である。

### [現状－役割の重要性]

その後、司法書士・土地家屋調査士は、専門資格者としてその職域を確立し、近年は、その業務範囲が拡大し、社会において重要な役割を果たすようになってきている。

また、最近では、所有者不明土地問題の解決等のため登記制度の適正化が重要な課題となっており、その専門職者としての職責は極めて重くなっているといえる。

### [改正法の趣旨－使命と職責の自覚]

このような状況を踏まえると、司法書士・土地家



屋調査士が、我が国社会において専門家として認知されていることを前提に、その使命を明らかにする規定を設けることにより、個々の司法書士・土地家屋調査士の方々に自らの使命感と職責をさらに高めていただき、幅広い分野において活躍していただくことは重要であると考えられる。

そこで、今般、司法書士法及び土地家屋調査士法に使命規定を設けることとしたものである。】

(参照条文)

○新司法書士法

改 正 法	現 行 法
<p><u>(司法書士の使命)</u></p> <p><u>第一条 司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。</u></p>	<p><u>(目的)</u></p> <p><u>第一条 この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もつて国民の権利の保護に寄与することを目的とする。</u></p>

○新土地家屋調査士法

改 正 法	現 行 法
<p><u>(土地家屋調査士の使命)</u></p> <p><u>第一条 土地家屋調査士（以下「調査士」という。）は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百二十三条第一号に規定する筆界をいう。第</u></p>	<p><u>(目的)</u></p> <p><u>第一条 この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もつて不動産に係る国民の権利の明確化に寄与</u></p>

<p><u>三条第一項第七号及び第二十五条第二項において同じ。）を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もつて国民生活の安定と向上に資することを使命とする。</u></p>	<p><u>することを目的とする。</u></p>
---	---------------------------

【責任者：民事局 村松民事第二課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・**政務官**)  
5月31日(金)衆・法務委

民事局 作成  
源馬 謙太郎 議員(国民)

2問 司法書士法人及び土地家屋調査士法人について、平成14年の改正の際に、一人法人を容認しなかったにもかかわらず、今回容認することとなった趣旨と背景は何か、法務大臣政務官に問う。

### [改正法案の概要]

(御指摘のとおり、) 改正法案では、司法書士法人及び土地家屋調査士法人について、社員が一人であっても設立することができることとし、また、法人設立後に社員が一人となった場合であっても、引き継ぎ法人として存続することができることとしている(新司法書士法第32条第1項、第44第1項第7号、新土地家屋調査士法第31条第1項、第39条第1項第7号) (注1)。

### [これまで一人法人が認められていなかった理由]

司法書士法人・土地家屋調査士法人の制度は、平成14年の司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律(平成14年法律第33号)によって導入されたが、その当時は、一人法人の設立・存続を認める必要性に乏しいと判断されたため、これを許容することとはしなかったものである(注



2) (注3)。

### [近年の実態]

しかしながら、近年では、一人法人を許容しないために法人制度の利便性が損なわれているという指摘がされている。

### [改正法案の概要]

そこで、改正法案では、社員が一人である司法書士法人・土地家屋調査士法人の設立・存続を認めることとしたものである（注4）。

(注1) 現行法では、司法書士法人を設立する際は、社員となろうとする司法書士が共同して定款を定めなければならぬとし、一人法人の設立を認めていない（司法書士法第32条第1項、土地家屋調査士法第31条第1項）。また、複数いた社員が一人となり、引き続き6月間その社員が二人以上とならなかつたことを法人の解散原因とし、一人法人の存続も認めていない（司法書士法第44条第2項、土地家屋調査士法第39条第2項）。

(注2) 弁護士法人制度は、平成13年、弁護士法の一部を改正する法律（平成13年法律第41号）によって導入されたが、その当時から、社員が一人の法人の設立・存続が認められた。これは、その当時から、弁護士事務所のおよそ半数が、一人の社員弁護士が、複数の勤務弁護士を雇用するという形態であり、一人法人の設立・存続に対するニーズが高かつたためである。

(注3) 平成14年4月23日参・法務委井上哲士君（共産）に対する当局答弁

○政府参考人（房村精一君） 専門資格者の事務所を法人化するというのは、複数の資格者が協働して利用者に良質で多様なサービスを提供するということを可能にすることを主な目的としております。そういうことからしますと、その設立には本来、二人以上の社員が要るというのが考え方としては自然でありますし、実際にも、監査法人は五人以上、それから特許業務法人、税理士法人はそれぞれ二人以上の社員を必要としております。

御指摘の弁護士法人は一人法人が認められておりますが、専門資格者の法人化の中では、言わば弁護士法人はかえって逆に例外ということでございまして、この弁護士法人になぜ一人法人が認められたかということにつきましては、弁護士事務所の形態の特殊性、すなわち一人の経営弁護士が数名の勤務弁護士を雇用する、いわゆる親弁型事務所が多数あると、そしてこの親弁型事務所についても将来の協働化等をにらんで法人化を認める必要があるということから、特に一人法人が認められたという具合に聞いております。

その点、司法書士等につきましては、他の特許業務法人あるいは税理士法人と同じように、弁護士のような特殊事情が認められないということもありまして、原則に戻りまして、二人以上の社員を要するということにしたわけでございます。

将来、この点をどうするかということについては、今後の司法書士事務所の在り方等を踏まえて検討していくたいと考えております。

(注4) 改正法案では、社員が一人の法人の存続を認める反面、社員が欠亡した法人を存続させることは適当ではないため、法人の社員が欠亡したことを法人の解散原因として追加する改正をしている（新司法書士法第44条第1項）

第7号、新土地家屋調査士法第39条第1項第7号)。

また、今後、唯一の社員が欠けて法人が解散するという事態が増加すると考えられるところ、その依頼者保護等を図るため、解散した法人の清算人は、新たな社員を加入させ、その法人を継続することができることとする規定も新設している(新司法書士法第44条の2、新土地家屋調査士法第39条の2)。

(参考)一人法人を許容している他の士業法

- ①弁護士法(昭和24年法律第205号)
- ②社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)

(参照条文)

○新司法書士法

改 正 法	現 行 法
(設立の手続) 第三十二条 司法書士法人を設立するには、その社員となろうとする司法書士が、定款を定めなければならない。 2・3 (略)	(設立の手続) 第三十二条 司法書士法人を設立するには、その社員となろうとする司法書士が、 <u>共同して</u> 定款を定めなければならない。 2・3 (同上)
(解散) 第四十四条 (略) 一～六 (略) <u>七 社員の欠亡</u> (削る)	(解散) 第四十四条 (同上) 一～六 (同上) (新設) 2 司法書士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。
2 司法書士法人は、前項第三号の事由以外の事由により解	

<p>散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。</p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p><u>3</u> 司法書士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならない。</p> <p><u>4</u> (同上)</p>
<p>(司法書士法人の継続)</p> <p><u>第四十四条の二 司法書士法人の清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人（第四十六条第三項において準用する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者）の同意を得て、新たに社員を加入させて司法書士法人を継続することができる。</u></p>	<p>(新設)</p>

## ○新土地家屋調査士法

改 正 法	現 行 法
<p>(設立の手続)</p> <p><u>第三十一条 調査士法人を設立するには、その社員となろうとする調査士が、定款を定めなければならない。</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(設立の手續)</p> <p><u>第三十一条 調査士法人を設立するには、その社員となろうとする調査士が、共同して定款を定めなければならない。</u></p> <p>2・3 (同上)</p>

<p>(解散)</p> <p>第三十九条 (略)</p> <p>一～六 (略)</p> <p><u>七 社員の欠亡</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>2 調査士法人は、前項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p>	<p>(解散)</p> <p>第三十九条 (同上)</p> <p>一～六 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 調査士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。</u></p> <p><u>3 調査士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会及び調査士会連合会に届け出なければならない。</u></p> <p><u>4 (同上)</u></p>
<p><u>(調査士法人の継続)</u></p> <p><u>第三十九条の二 調査士法人の清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限り、当該社員の相続人（第四十一条第三項において準用する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者）の同意を得て、新たに社員を加入させて調査士法人を継続することができ</u></p>	<p>(新設)</p>

る。	
----	--

○弁護士法（平成二十四年法律第二百五号）  
(設立の手続)

第三十条の八 弁護士法人を設立するには、その社員になろうとする弁護士が、定款を定めなければならない。

2・3 (略)  
(解散)

第三十条の二十三 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一～六 (略)  
七 社員の欠亡  
2 (略)

○社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）  
(設立の手続)

第二十五条の十一 社会保険労務士法人を設立するには、その社員になろうとする社会保険労務士が、定款を定めなければならぬ。

2 (略)  
(解散)

第二十五条の二十二 社会保険労務士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一～六 (略)  
七 社員の欠亡  
2 (略)

【責任者：民事局 村松民事第二課長 内線 [ ] 携帯 [ ] 】

(対大臣・副大臣・**政務官**)  
5月31日(金)衆・法務委

民事局 作成  
源馬 謙太郎 議員(国民)

3問 一人法人を容認することによって、どのようなメリットが生じるのか、法務大臣政務官に問う。

[一人法人を認めることによるメリット①]

一人法人を許容しないことによる不都合としては、例えば、親と子の二人が社員となって司法書士法人・土地家屋調査士法人を設立・運営していた場合に、その親が死亡したときには、新たに司法書士・土地家屋調査士を社員として加入させない限り、法人を清算しなければならなくなるといった事態が生ずるなどと指摘されていた(注1)。

一人法人を認めた場合には、このような不都合が解消されるという具体的なメリットが生ずる。

[一人法人を認めることによるメリット②]

また、一般的に、法人化をすることで、経営・収支状況等の透明性が確保され、国や公共団体が行う競争入札に参加しやすくなる(注2)といった利点も指摘されており、社員が一人であるケースについても、このような利点を享受させることができるメリットが生ずる。



## 〔結論〕

そこで、改正法案では、社員が一人である司法書士法人・土地家屋調査士法人の設立及び存続を認めることとしたものである。」

(注1) 平成25年度から平成29年度までの間に解散した司法書士法人のうち、社員が一人となった後に解散した法人の割合は50%である。

(注2) 法人化により、個人と法人の財産が明確に分離されることなどにより経営・収支状況等の透明性が確保され、受託業務の履行の確実性を客観的に示すことが可能となるなど受託事業者としての信頼性が高まることにより、競争入札に参加しやすくなるとの指摘がある。

その背景となる業務の拡大としては、例えば、官公署が行う所有者不明土地や空き家についての相続人調査業務の受託の場面などがある。

(参考) 一人法人を許容している他の士業法

- ①弁護士法（昭和24年法律第205号）
- ②社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）

(参照条文)

○新司法書士法

改 正 法	現 行 法
(設立の手続)	(設立の手続)
第三十二条 司法書士法人を設立するには、その社員となろうとする司法書士が、定款を定めなければならない。	第三十二条 司法書士法人を設立するには、その社員となろうとする司法書士が、 <u>共同して</u> 定款を定めなければならぬ。
2・3 (略)	2・3 (同上)
(解散)	(解散)
第四十四条 (略)	第四十四条 (同上)
一~六 (略)	一~六 (同上)
七 <u>社員の欠亡</u>	(新設)
(削る)	<u>2 司法書士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。</u>
<u>2 司法書士法人は、前項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の司法書</u>	<u>3 司法書士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日か</u>

<p>士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならぬ。</p>	<p>ら二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の司法書士会及び日本司法書士会連合会に届け出なければならぬ。</p>
<p><u>3 (略)</u></p>	<p><u>4 (同上)</u></p>
<p><u>(司法書士法人の継続)</u></p> <p><u>第四十四条の二 司法書士法人</u></p> <p><u>の清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至った場合に限り、当該社員の相続人（第四十六条第三項において準用する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が定められている場合にはその者）の同意を得て、新たに社員を加入させて司法書士法人を継続することができる。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

## ○新土地家屋調査士法

改 正 法	現 行 法
(設立の手続) 第三十一条 調査士法人を設立するには、その社員となろうとする調査士が、定款を定めなければならない。 2・3 (略)	(設立の手続) 第三十一条 調査士法人を設立するには、その社員となろうとする調査士が、 <u>共同して</u> 定款を定めなければならない。 2・3 (同上)
(解散) 第三十九条 (略) 一～六 (略) <u>七 社員の欠亡</u> (削る)	(解散) 第三十九条 (同上) 一～六 (同上) (新設) <u>2 調査士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が一人になり、そのなつた日から引き続き六月間その社員が二人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。</u> <u>3 調査士法人は、第一項第三号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を、主たる事務所の所在地の調査士会</u>

<p>及び調査士会連合会に届け出 なければならない。</p>	<p>会及び調査士会連合会に届け 出なければならない。</p>
<p><u>3 (略)</u></p>	<p><u>4 (同上)</u></p>
<p><u>(調査士法人の継続)</u></p> <p><u>第三十九条の二 調査士法人の</u></p> <p><u>清算人は、社員の死亡により</u>  <u>前条第一項第七号に該当する</u>  <u>に至つた場合に限り、当該社</u>  <u>員の相続人（第四十一条第三</u>  <u>項において準用する会社法第</u>  <u>六百七十五条において準用す</u>  <u>る同法第六百八条第五項の規</u>  <u>定により社員の権利を行使す</u>  <u>る者が定められている場合に</u>  <u>はその者）の同意を得て、新</u>  <u>たに社員を加入させて調査士</u>  <u>法人を継続することができ</u>  <u>る。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

## ○弁護士法（平成二十四年法律第二百五号）

### （設立の手続）

第三十条の八 弁護士法人を設立するには、その社員になろうとす  
る弁護士が、定款を定めなければならない。

2・3 (略)

(解散)

第三十条の二十三 弁護士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一～六 (略)

七 社員の欠亡

2 (略)

○社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）

(設立の手続)

第二十五条の十一 社会保険労務士法人を設立するには、その社員にならうとする社会保険労務士が、定款を定めなければならぬ。

2 (略)

(解散)

第二十五条の二十二 社会保険労務士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

一～六 (略)

七 社員の欠亡

2 (略)

【責任者：民事局 村松民事第二課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

(対大臣・副大臣・政務官)  
5月31日(金)衆・法務委

民事局 作成  
源馬 謙太郎 議員(国民)

4問 司法書士の業務の拡大に向けた見直しについて、法務省としてはどのような見解を持ってい るのか、法務大臣に問う。

#### [司法書士の業務範囲の拡大の経緯について]

司法書士の業務範囲については、これまで、司法制度改革審議会意見（平成13年6月）を踏まえ、平成14年の司法書士法の改正（注1）により、簡裁訴訟代理に関する業務が新たに追加されている。

また、平成17年の司法書士法の改正（注2）により、筆界特定制度が創設された際にも、司法書士は、一定の価額以下の土地に関する筆界特定手続の代理業務も業務範囲に加えられている。

このように、法務省においては、これまで、司法書士の業務範囲を必要に応じて拡大してきているところである。

#### [業務の拡大に向けた見直しについて]

そして、司法書士の業務の更なる拡大に向けた見直しについては、司法書士を取り巻く社会情勢の変化を踏まえつつ、引き続き、司法書士と関連他士業との相互連携の状況なども慎重に見定めながら、各



専門職者がその専門性を發揮して我が国社会に貢献していくことができるよう、検討を深めてまいりたい。

- (注1) 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律(平成14年法律第33号)
- (注2) 不動産登記法等の一部を改正する法律(平成17年法律第29号)

(参照条文)

○司法書士法(昭和25年法律第197号)

(業務)

第三条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 登記又は供託に関する手続について代理すること。

二 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四号において同じ。)を作成すること。ただし、同号に掲げる事務を除く。

三 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。

四 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。第八号において同じ。)において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること。

五 前各号の事務について相談に応ずること。

六 簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。

ただし、上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く。）、再審及び強制執行に関する事項（亦に掲げる手続を除く。）については、代理することができない。

イ 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定による手続（口に規定する手続及び訴えの提起前における証拠保全手続を除く。）であつて、訴訟の目的の価額が裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ロ 民事訴訟法第二百七十五条の規定による和解の手続又は同法第七編の規定による支払督促の手続であつて、請求の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ハ 民事訴訟法第二編第四章第七節の規定による訴えの提起前における証拠保全手続又は民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による手続であつて、本案の訴訟の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ニ 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の規定による手続であつて、調停を求める事項の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ホ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二章第二節第四款第二目の規定による少額訴訟債権執行の手続であつて、請求の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

七 民事に関する紛争（簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。）であつて紛争の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は仲裁事件の手続若しくは裁判外の和解について代理すること。

八 筆界特定の手続であつて対象土地（不動産登記法第二百二十三条第三号に規定する対象土地をいう。）の価額として法務省令で定める方法により算定される額の合計額の二分の一に相当する額に筆界特定によって通常得られることとなる利益の割合として法

務省令で定める割合を乗じて得た額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること。

- 2 前項第六号から第八号までに規定する業務（以下「簡裁訴訟代理等関係業務」という。）は、次のいずれにも該当する司法書士に限り、行うことができる。
  - 一 簡裁訴訟代理等関係業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するものの課程を修了した者であること。
  - 二 前号に規定する者の申請に基づき法務大臣が簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者であること。
  - 三 司法書士会の会員であること。
- 3 法務大臣は、次のいずれにも該当するものと認められる研修についてのみ前項第一号の指定をするものとする。
  - 一 研修の内容が、簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力の習得に十分なものとして法務省令で定める基準を満たすものであること。
  - 二 研修の実施に関する計画が、その適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
  - 三 研修を実施する法人が、前号の計画を適正かつ確実に遂行するに足りる専門的能力及び経理的基礎を有するものであること。
- 4 法務大臣は、第二項第一号の研修の適正かつ確実な実施を確保するために必要な限度において、当該研修を実施する法人に対し、当該研修に関して、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な命令をすることができる。
- 5 司法書士は、第二項第二号の規定による認定を受けようとするときは、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。
- 6 第二項に規定する司法書士は、民事訴訟法第五十四条第一項本文（民事保全法第七条又は民事執行法第二十条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、第一項第六号イからハまで又はホに掲げる手続における訴訟代理人又は代理人となること

ができる。

- 7 第二項に規定する司法書士であつて第一項第六号イ及びロに掲げる手続において訴訟代理人になつたものは、民事訴訟法第五十五条第一項の規定にかかわらず、委任を受けた事件について、強制執行に関する訴訟行為をすることができない。ただし、第二項に規定する司法書士であつて第一項第六号イに掲げる手続のうち少額訴訟の手続において訴訟代理人になつたものが同号ホに掲げる手続についてする訴訟行為については、この限りでない。
- 8 司法書士は、第一項に規定する業務であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、これを行うことができない。

【責任者：民事局 村松民事第二課長 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】

令和元年5月31日（金）  
源馬謙太郎議員（国民）

衆・法務委員会  
対法務当局（民事局）

5問 「所有者不明土地」や「空き家」問題に対して、司法書士と土地家屋調査士はどのように関与していくことを想定しているのか、法務当局に問う。

（答）

- 1 司法書士及び土地家屋調査士は、それぞれ、不動産登記のうち、権利の登記と表示の登記の専門家として、幅広く活躍をされており（注1），これまでも、所有者不明土地問題や空き家問題等に関しても、重要な取組をされてきているものと承知している（注2）。
- 3 例えば、所有者不明土地問題に関しては、司法書士は、これまで、相続登記の促進のための取組を法務局と連携して行ってきているほか（注3），平成30年11月に一部施行された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づいて進められている長期間にわたり相続登記がされていない土地についての登記名義人となり得る者の調査の実施等に関しても、その主たる担い手となっている。
- 4 また、土地家屋調査士は、これまで、相続登記の促進のための取組を法務局と連携して行ってきているほか、今国会で成立した「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」で創設される「所有者等探索委員」の主要な担い手としての活躍も期待されている。
- 5 他方、空き家問題に関しても、司法書士及び土地家屋調査士は、それぞれの専門的な知見を活かし、市町村が設置する空家対策協議会の構成員として参画するなど、空き家対策の推進に積極的に協力しているところである。
- 6 このほか、経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）等の政府方針において、202

0年内に所有者不明土地問題の解決に向けた民法、不動産登記法の見直しを行うこととされているが、この検討の過程においても、司法書士及び土地家屋調査士は、不動産登記の専門家として、積極的に検討に参画され、有益な御提言をいただけるものと期待しているところである。

#### (注1) 司法書士・土地家屋調査士の業務範囲の拡大

- ① 司法書士の業務範囲については、簡裁訴訟代理等関係業務や成年後見・財産管理業務への関与が大幅に増加するなど業務範囲が拡大しており、また、その活動範囲も広域化してきている。
- ② 土地家屋調査士の業務範囲については、民間紛争解決手続代理関係業務や地図作成・地籍調査等の分野において活躍の場が拡大しており、また、その活動範囲も広域化してきている。
- ③ 司法書士及び土地家屋調査士は、共に、空家問題・所有者不明土地問題への対応、自然災害における復興支援等に、専門家として参画するなどしている。

#### (注2) 所有者不明土地問題の解決のための関与

- ① 司法書士については、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）に基づき、登記官が起業者その他の公共の利益となる事業を実施しようとする者からの求めに応じてする所有権の登記名義人に係る死亡の事実の有無の調査及び所有権の登記名義人となり得る者の探索に関し、法務局からの委託を受け、その調査等の業務を実施している。
- ② 土地家屋調査士については、経済財政運営と改革の基本方針2018において、「変則的な登記の解消を図るため、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す」ことが明記され、これに基づき、法務省は「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案」を提出し、本年5月17日に成立したところ、この法律で創設される所有者等探索委員の主要な担い手として活躍が期待されている。

#### (注3) 相続登記の促進の取組

例えば、日本司法書士会連合会及び日本土地家屋調査士会と共同して、三者連名による相続登記促進のための広報用リーフレットを作成している。

令和元年5月31日（金）  
源馬謙太郎議員（国民）

衆・法務委員会  
対法務当局（民事局）

6問 税理士などと同様に、司法書士においても一定の研修の修了を義務付けるべきではないか、法務当局に問う。

（答）

- 1 現在の司法書士法においては、司法書士試験に合格した者には、司法書士となる資格が与えられることとされており、一定の実務経験や研修の終了を要することなく、登録の申請をすることができることとされている（司法書士法第4条第1号、第8条、第9条）。
- 2 これに対し、例えば、司法書士についても、一定の研修の修了を義務付け、研修を修了しなければ司法書士の登録をすることができないといった措置（注1）を講ずるべきであるとの指摘があることは承知している。  
もっとも、現在、日本司法書士会連合会や各司法書士会においては、司法書士試験合格後登録前の研修が自主的に実施されており（注2），研修生の受講意欲の向上に向けた研究や工夫も重ねられているものと承知している。そのような自主性を尊重することも重要であると認識している。
- 3 法務省としては、今後も日本司法書士会連合会等の関係団体と連携しつつ、司法書士の資質を担保するための方策について検討してまいりたい。

（注1）登録前研修を要件としている士業の例（弁理士）

弁理士となる資格を得るために、弁理士試験に合格した者等であって、経済産業大臣が行う実務修習を修了する必要がある（弁理士法第7条、第16条の2）。

（注2）登録前研修（新人研修）は、日本司法書士会連合会が行う①中

央研修（集合研修）, ②ブロック新人研修, 各司法書士会が行う③司法書士会研修（事務所配属研修：6週間以上）に分かれている。このうち①の中央新人研修の平成29年度試験合格者の受講率は、約90%である。

（参照条文）

○ 司法書士法

（資格）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、司法書士となる資格を有する。

一 司法書士試験に合格した者

二 裁判所事務官、裁判所書記官、法務事務官若しくは検察事務官としてその職務に従事した期間が通算して十年以上になる者又はこれと同等以上の法律に関する知識及び実務の経験を有する者であつて、法務大臣が前条第1項第1号から第5号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認めたもの

（司法書士名簿の登録）

第8条 司法書士となる資格を有する者が、司法書士となるには、日本司法書士会連合会に備える司法書士名簿に、氏名、生年月日、事務所の所在地、所属する司法書士会その他法務省令で定める事項の登録を受けなければならない。

2 司法書士名簿の登録は、日本司法書士会連合会が行う。

（登録の申請）

第9条 前条第1項の登録を受けようとする者は、その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に設立された司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会に登録申請書を提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、前条第1項の規定により登録を受けるべき事項その他法務省令で定める事項を記載し、司法書士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

○ 税理士法（昭和26年法律第237号）

（税理士の資格）

第3条 次の各号の一に該当する者は、税理士となる資格を有する。ただし、第1号又は第2号に該当する者については、租税に関する事務又は会計に関する

事務で政令で定めるものに従事した期間が通算して2年以上あることを必要とする。

- 一 税理士試験に合格した者
  - 二 第6条に定める試験科目の全部について、第7条又は第8条の規定により税理士試験を免除された者
  - 三 弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）
  - 四 公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）
- 2 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第1項の規定により同法第2条に規定する業務を行うことができる者は、この法律の規定の適用については、公認会計士とみなす。
- 3 第1項第4号に掲げる公認会計士は、公認会計士法第16条第1項に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、財務省令で定める税法に関する研修を修了した公認会計士とする。

○ 弁理士法（平成12年法律第49号）

（資格）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者であって、第16条の2第1項の実務修習を修了したものは、弁理士となる資格を有する。

- 一 弁理士試験に合格した者
  - 二 弁護士となる資格を有する者
  - 三 特許庁において審判官又は審査官として審判又は審査の事務に従事した期間が通算して七年以上になる者
- （実務修習）

第16条の2 実務修習は、第7条各号に掲げる者に対して、弁理士となるのに必要な技能及び高等の専門的応用能力を修得させるため、経済産業大臣が行う。

- 2 実務修習は、次に掲げるところにより、行うものとする。
- 一 毎年一回以上行うこと。
  - 二 弁理士の業務に関する法令及び実務について行うこと。
  - 三 実務修習の講師及び指導者は、弁理士であって、その実務に通算して七年以上従事した経験を有するものであること。

(参考) 平成31年4月11日参議院・法務委員会 会議録抜粋

○山口和之君 (中略)

「ただ、問題があるとすれば、高度な教育水準を確保できているかという点でございます。現行法上も今回の法改正も、司法書士試験を合格した者は無条件で司法書士登録が可能であり、試験科目以外のことを全く身に付けていなくても司法書士業務ができることというふうになっております。幾ら難しい試験だとはいえ、ペーパーテストだけで専門職に必要な高度な教育水準を確保することができるかは疑問が残るところです。司法書士会連合会の試験の合格後の研修を見ると、二か月間の研修をしてようやく実務を覚えるということをしていると聞いております。国で定めている資格と現場とのギャップはそこにあると思います。

法律事務所の専門家として司法書士の質を担保するためには、登録前研修を義務化すべきではないでしょうか。また、その際に、司法書士試験合格者の八割ほどがすぐに合格して受けている簡易裁判所代理権を取得するための特別研修も、登録前研修の内容とすることによって、より高度な教育水準を確保することが可能になると思います。

このことについて、山下大臣の御見解はいかがでしょうか。

○国務大臣（山下貴司君） 御指摘のとおり、司法書士の先生方におかれでは、強い使命感を持って重要な役割を果たされているところでございます。

そして、御指摘のとおり、現在、司法書士の研修については、日本司法書士会連合会の会則に基づく研修や、全国各地の各司法書士会が独自に行う研修等が実施されているところでございまして、御指摘の登録前研修や簡裁訴訟代理権を取得するための研修については、全ての司法書士について受講義務があるとまではされていないものと承知しております。

まず、登録前研修の義務化についてでございますが、御提案のあった登録前研修の義務化も司法書士の質を担保する良い手段の一つであるとも認識しております。他方で、現在実施されている登録前研修は、日本司法書士会連合会や各司法書士会において自主的に実施されているものでございまして、研修生の受講意欲の向上に向けた研究や工夫も重ねられているものと承知しております。

こうした自主性を尊重することも重要ではないかと考えているところでございまして、法務省としては、今後も日本司法書士会連合会等の関係団体と連携しつつ、司法書士の質を担保するための方策について検討してまいりたいと考えております。

そして、簡裁訴訟代理権を取得するための研修は、これは司法書士法の規定に

基づくものでございまして、研修内容についても、研修時間を百時間以上とするなど所定の基準を充足することが必要となるものでございます。

こういった一定の負担があることを考えると、簡裁訴訟代理業務を行う予定のない方も含めて全ての司法書士にその受講義務を負わせることについては、この受講者の負担なども考慮する必要があることから、慎重な検討を要すると考えているところでございます。

○山口和之君 簡易裁判所の代理権を取得するための特別研修は、八割方、ほぼほぼの方が受講しているということを考えて、また、いわゆるその資格を取得した後に二か月間をやらねば恐らくその実務というのはなかなか難しいということを考えれば、この実務研修と一緒に八割方取っているものをしっかりと担保することは、国民にとっても非常に重要なことかというふうに考えます。

全ての司法書士について高度な教育水準や実務能力を確保されれば、司法書士にとっても国民にとってもより良い結果になると思います。是非前向きに検討をするべきと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。」

令和元年5月31日（金）  
源馬謙太郎議員（国民）

衆・法務委員会  
対法務当局（民事局）

7問 土地家屋調査士の使命に関する規定では、「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として」とされ、この二つに限定されているかのように感じてしまうが、もっと広く解釈できても良いのではないか、法務当局に問う。

（答）

- 1 改正法案による改正後の土地家屋調査士法第1条において、「不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として」と規定しているのは、土地家屋調査士がこれらの業務をその本來的な業務としている専門家であることを明確にする趣旨である（注）。
- 2 そのため、この文言によって、土地家屋調査士が行うことができる業務がこれらの業務に限定され、土地家屋調査士が現在行っている業務を行うことができなくなるといったことや、将来新たな業務を行うことが制約されるといったことは生じないと考えている。
- 3 新たにこのような使命規定を設けることにより、個々の土地家屋調査士がより一層使命感を高め、能動的にその職責を果たしていくことを期待しており、その専門性に基づき、不動産の表示登記や筆界に関する業務だけでなく、登記所備付地図の作成、自然災害への対応、所有者不明土地問題への対応など、より幅広い分野で更に活躍いただくことを期待している。

（注）新司法書士法第1条の「その他の法律事務」の意義

改正法案による改正後の司法書士法第1条における「その他の法律事務」とは、「この法律（司法書士法）の定めるところによりその業務とする」との限定が付されていることから、司法書士法第3条の定

める業務のうち「登記、供託、訴訟」以外のもの（例えば、法務局に提出する帰化許可申請書の作成など）を指すものである。

(参照条文)

○新土地家屋調査士法

改 正 法	現 行 法
<p><u>(土地家屋調査士の使命)</u></p> <p><u>第一条 土地家屋調査士（以下「調査士」という。）は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百二十三条第一号に規定する筆界をいう。第三条第一項第七号及び第二十五条第二項において同じ。）を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。</u></p>	<p><u>(目的)</u></p> <p><u>第一条 この法律は、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、不動産の表示に関する登記手続の円滑な実施に資し、もって不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを目的とする。</u></p>

○新司法書士法

改 正 法	現 行 法
<p><u>(司法書士の使命)</u></p> <p><u>第一条 司法書士は、この法律の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。</u></p>	<p><u>(目的)</u></p> <p><u>第一条 この法律は、司法書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、登記、供託及び訴訟等に関する手続の適正かつ円滑な実施に資し、もって国民の権利の保護に寄与することを目的とする。</u></p>

○土地家屋調査士法

(業務)

第三条 調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は

## 測量

- 二 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理
- 三 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五号において同じ。）の作成
- 四 筆界特定の手続（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。次号において同じ。）についての代理
- 五 筆界特定の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成
- 六 前各号に掲げる事務についての相談
- 七 土地の筆界（不動産登記法第百二十三条第一号に規定する筆界をいう。第二十五条第二項において同じ。）が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続（民間事業者が、紛争の当事者が和解をすることができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。）をいう。）であつて当該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として法務大臣が指定するものが行うものについての代理
- 八 前号に掲げる事務についての相談

2～5 （略）

## ○司法書士法（昭和25年法律第197号）

### （業務）

第三条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 登記又は供託に関する手続について代理すること。
- 二 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子

的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四号において同じ。) を作成すること。ただし、同号に掲げる事務を除く。

三 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。

四 裁判所若しくは検察庁に提出する書類又は筆界特定の手続（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。第八号において同じ。）において法務局若しくは地方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を作成すること。

五 前各号の事務について相談に応ずること。

六 簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く。）、再審及び強制執行に関する事項（ホに掲げる手続を除く。）については、代理することができない。

イ 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定による手続（ロに規定する手続及び訴えの提起前における証拠保全手続を除く。）であつて、訴訟の目的の価額が裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ロ 民事訴訟法第二百七十五条の規定による和解の手続又は同法第七編の規定による支払督促の手続であつて、請求の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ハ 民事訴訟法第二編第四章第七節の規定による訴えの提起前における証拠保全手続又は民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による手続であつて、本案の訴訟の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ニ 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の規定による手続であつて、調停を求める事項の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

ホ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二章第二節第四款第二目の規定による少額訴訟債権執行の手続であつて、請求の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの

七 民事に関する紛争（簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。）であつて紛争の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は仲裁事件の手続若しくは裁判外の和解について代理すること。

八 筆界特定の手続であつて対象土地（不動産登記法第百二十三条第三号に規定する対象土地をいう。）の価額として法務省令で定める方法により算定される額の合計額の二分の一に相当する額に筆界特定によつて通常得られることとなる利益の割合として法務省令で定める割合を乗じて得た額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること。

2～8 (略)

(参考) 平成31年4月11日参議院・法務委員会 会議録(抜粋)

「○小川敏夫君 (略)

次に、今回、司法書士法と土地家屋調査士法のこの条文を、使命の条文を見比べてみると、司法書士法の方は、業務が列記して最後にその他のということがあるので、列記した業務のほかにそれに関連するといいますか、その他の業務ということで幅広い条文の規定の仕方になっておるわけですが、土地家屋調査士法の条文の方は、などとかその他が入っていないので、第一条ですか、「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、」と、この二つしか入っていなくて、などという言葉もないし、司法書士法にあるその他という言葉がないから、この条文だけ文字どおり読むと、不動産の表示に関する登記と土地の筆界を明らかにする業務の専門家、これだけが仕事というふうにも読み取れる規定なんですね。ちょっとバランスが悪い。

土地家屋調査士さんは、今課題となっています空き家対策についてもそうですし、あるいは借地法で、借地上の建物が朽廃したかどうかということで、その建物の朽廃しているかどうかの判定をするということもありますし、これからも空き家対策法は、マンションの建て替えなどで当該建物が建物としての効用を有するのかどうか、要するに朽廃しているかどうかということを、これを判定するという非常に重要な業務があって、これも土地家屋調査士さんの仕事だと思うんですね。だけど、これはこの条文に言う表示の登記でもないし筆界の特定でもないわけです。

ですから、この条文の規定ぶりは、土地家屋調査士さんの仕事を何かあたかも狭く限定したかのように誤解を招く規定でありますし、司法書士法のこの規定ぶ

りと比較しても、ちょっと規定の仕方がまずいんじゃないかと思うんですが、これはいかがでしょう。

○国務大臣（山下貴司君）お答えいたします。

まず、改正法案における一条において、「不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、」と規定しておりますのは、土地家屋調査士の皆様がこれらの業務をその本来的な業務としている専門家であるということを明確化する趣旨でありまして、さらにそのような専門性に基づいてより幅広い分野で御活躍いただくことを期待しているというところでございます。

したがって、改正法案による改正後の土地家屋調査士法第一条の文言により、土地家屋調査士の先生方が現在行っている業務を行うことができなくなるといったことや、将来新たな業務を行うことが制約されるといったことは生じないというふうに考えております。

○小川敏夫君 そのところもしっかりと法律上も明示していっていただきたかったわけですけれども、今の大臣の答弁をしっかりと踏まえた対応をしていただきたいというふうに思います。」

令和元年5月31日（金）  
源馬謙太郎議員（国民）

衆・法務委員会  
対法務当局（民事局）

8問 司法書士は140万円を超える民事事件の相談・和解・代理を行うことが許されておらず、これを行ってしまうと弁護士法違反として刑事処罰の対象となってしまうため、140万円を超えたなら司法書士は対応できなくなるが、これをどう考えるか、法務当局に問う。

（答）

1 （委員御指摘のとおり、）司法書士法第3条第1項第6号及び第7号の規定により、司法書士が取り扱うことのできる民事訴訟手続の代理業務権限については、簡易裁判所における訴訟の目的の価額が140万円を超えないものに限定されている。

そのため、訴訟の目的の価額が140万円以上である紛争については、司法書士はその代理等を行うことはできないことになる。

2 もっとも、このように司法書士の取り扱うことのできる紛争の範囲が、一定の金額を超えないものに限定されているのは、このような紛争については、その解決に必要となる法律的知識等の内容にかんがみ、信頼性の高い能力担保措置を前提に、弁護士だけではなく、司法書士にもこれを取り扱わせることが国民の利便性向上の観点からも相当であると考えられたためである。

このような経緯を踏まえると、司法書士が取り扱うことができる訴訟手続の代理等の業務に一定の限度を設けていることには、合理性があるものと考えている。

（参照条文）

○司法書士法

（業務）

第三条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一～五 (略)

六 簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るもの）を除く。）、再審及び強制執行に関する事項（ホに掲げる手続を除く。）については、代理することができない。

- イ 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定による手続（ロに規定する手続及び訴えの提起前における証拠保全手続を除く。）であつて、訴訟の目的の価額が裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの
- ロ 民事訴訟法第二百七十五条の規定による和解の手続又は同法第七編の規定による支払督促の手続であつて、請求の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの
- ハ 民事訴訟法第二編第四章第七節の規定による訴えの提起前における証拠保全手続又は民事保全法（平成元年法律第九十一号）の規定による手続であつて、本案の訴訟の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの
- ニ 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）の規定による手続であつて、調停を求める事項の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの
- ホ 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二章第二節第四款第二目の規定による少額訴訟債権執行の手続であつて、請求の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないもの
- 七 民事に関する紛争（簡易裁判所における民事訴訟法の規定による訴訟手続の対象となるものに限る。）であつて紛争の目的の価額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は仲裁事件の手続若しくは裁判外の和解について代理すること。
- 八 (略)

筆界特定の手続であつて対象土地（不動産登記法第二百二十三条第三号に規定する対象土地をいう。）の価額として法務省令で定める方法により算定される額の合

計額の二分の一に相当する額に筆界特定によつて通常得られることとなる利益の割合として法務省令で定める割合を乗じて得た額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること。

2～8 (略)

○裁判所法

第三十三条（裁判権） 簡易裁判所は、次の事項について第一審の裁判権を有する。

- 一 訴訟の目的の価額が百四十万円を超えない請求（行政事件訴訟に係る請求を除く。）
  - 二 罰金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪又は刑法第一百八十六条、第二百五十二条若しくは第二百五十六条の罪に係る訴訟
- 2・3 (略)

令和元年5月31日（金）  
源馬 謙太郎議員（国民）

衆・法務委員会  
対法務当局（民事局）

9問 司法書士でないものが司法書士に対して、業として司法書士業務の周旋を行う行為を取り締まる規定が設けられていないが、これを取り締まる規定が必要なのではないか、法務当局に問う。

（答）

1 司法書士以外の者が、司法書士に対して司法書士業務を斡旋（あっせん）し、他方で、司法書士からその対価を得るという周旋行為を禁止する必要があるのではないかとの指摘があることについては、承知している（注）。

士業の業務に関連して、このような周旋行為を業とすることを禁止する規定は、弁護士法には存在するものの（同法第72条）、他の士業法においては同趣旨の規定は存在しない。

そこで、このような司法書士に関する周旋行為がどの程度行われているのかの実態把握や、どのような弊害を生じさせているのかなどを関係団体と連携しつつ十分に把握するとともに、このような禁止規定を設けることの影響についても、見極める必要があるものと認識している。

2 法務省としては、委員の御指摘も踏まえつつ、司法書士について周旋を禁止する規定を設けることの要否について検討してまいりたい。

（注）司法書士が、第三者に周旋行為を要求する行為は、「不当な手段によって依頼を誘致する」行為として、司法書士法施行規則第26条（依頼誘致の禁止）に違反するものと解される。

（参考）参照条文

○弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）  
(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができます。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

○司法書士法施行規則（昭和五十三年法務省令第五十五号）

（依頼誘致の禁止）

第二十六条 司法書士は、不当な手段によって依頼を誘致するような行為をしてはならない。

令和元年5月31日（金）  
源馬謙太郎議員（国民）

衆・法務委員会  
対法務当局（民事局）

10問 経済産業省のグレーゾーン解消制度によって、WEBサイトを通じたサービスにより株式会社の本店移転の登記に関して実質的なアドバイス及び書類を作成することを可能としたが、これは司法書士法違反に当たるのではないか、法務当局に問う。

（答）

- 1 産業競争力強化法のいわゆる「グレーゾーン解消制度」（注1）に基づき、経済産業大臣から、法務大臣に対して、WEBサイトを通じたサービスに関し、司法書士法の解釈及び規定の適用の有無について確認の求めがあったことから、平成30年8月23日付で、これに回答したものである。
- 2 確認の求めの内容は、
  - ① ウェブサイトにおいて、株式会社の本店移転の登記手続に必要な書類を洗い出すための質問を用意し、利用者の判断で回答させ一義的な結果を表示し、利用者が入力した情報を自動的に登記関係書類として生成すること、
  - ② その上で、この書類を代行印刷し、登録免許税として必要な額の収入印紙を同封し、利用者に送付することをサービス内容とする事業が、司法書士でない者が司法書士業務を行うことを禁止する司法書士法第73条第1項に違反しないことの確認を求めるというものである。
- 3 これに対する法務省の回答としては、まず、一般論として、事業者が、ウェブ上に、本店の移転の登記の申請をするのに必要な一定の入力フォームを用意し、その上で利用者が自己の判断に基づき、その入力フォームに用意された項目に一定の事項を入力して登記申請書を作成するという作成支援行為や、その際に一般的な法解釈を踏まえたQ&Aを用意すること自体は司法書士法違反には該当しないとしている。

他方で、個別具体的な事案に応じて入力内容についての相談を受け、入力内容を具体的に教示する行為は、司法書士法第3条第1項第5号の事務に該当するおそれがあるとした上で、商業登記の申請書に添付すべき書面は株式会社の機関設計等に応じて異なるのが一般的であり、個別具体的な事案に応じて必要となる添付書面やその内容について相談を受けることは司法書士法に違反するおそれがある旨を明らかにしている。

その上で、結論として、本件の「事業は、株式会社の本店移転の登記」という特定の登記「に必要となる登記申請書、印鑑届書等を利用者が登記所に提出するためだけに作成する場合に限定されていること」を前提として確認した上で、さらに、「個別の事案において利用者からの依頼に基づき個別具体的なアドバイスをするようなものでない限りにおいて」との条件を付して、司法書士法との関係で実施可能であるとしたものである。

4 法務省としては、このように、今回の回答により実施が許容される事業の範囲はただ今述べた条件を満たす場合に限られるものと回答しているところであり、仮に、個別の事業者において、この範囲を超える事業を実施した場合には、司法書士法第3条第1項所定の事務を司法書士でないものが行ったものとして、厳格に対処する必要があるものと認識している。

法務省としては、サービス内容や宣伝広告の内容（注2）を含めたこのような事業活動の実態を注視し、司法書士法等に抵触することがないかどうかを見極めた上で、違法な行為を認知した場合には、関係機関及び関係団体と協力しつつ、適切に対処してまいりたい。

(注1) グレーゾーン解消制度

いわゆる「グレーゾーン解消制度」とは、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第7条の規定に基づき、事業者が、現行の規制の適用範囲が不明確な分野においても、安心して新事業活動を行い得るよう、具体的な事業計画に則して、あらかじめ、規制の適用の有無を確認することができるようとする制度である。

（注2）本事業活動の問題点は、司法書士と同レベルのサービスがウェブ上で安価に提供される旨をうたった宣伝広告を行う点にもあるとの指摘もあることから、事業活動全般を対象として実態を把握する必要があると考えられる。

#### （参考1）

「産業競争力許可法第7条第3項の規定に基づく回答について」及び「本件回答により実施が許容される事業の範囲について」（法務省HP）

#### （参考2）

平成28年12月27日付け経済産業省プレスリリース「建物滅失登記申請を補助するサービスに係る土地家屋調査士法の取扱いが明確になりました～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～」

#### （参照条文）

○産業競争力強化法（平成25年法律第98号）

#### （解釈及び適用の確認）

第七条 新事業活動を実施しようとする者は、主務省令で定めるところにより、主務大臣に対し、その実施しようとする新事業活動及びこれに関する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下この条及び第十四条において同じ。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる。

2 （略）

3 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めに係る解釈及び適用の有無の確認が他の関係行政機関の長の所管する法律及び法律に基づく命令に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求

めるものとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、当該主務大臣に理由を付して回答するとともに、その回答の内容を公表するものとする。

4 (略)

○司法書士法（昭和25年法律第197号）

(業務)

第三条 司法書士は、この法律の定めるところにより、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 登記又は供託に関する手続について代理すること。
- 二 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四号において同じ。）を作成すること。ただし、同号に掲げる事務を除く。

三・四 (略)

五 前各号の事務について相談に応ずること。

六～八 (略)

2～8 (略)

(非司法書士等の取締り)

第七十三条 司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者（協会を除く。）は、第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行つてはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2～5 (略)

第七十八条 第七十三条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。